

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年3月10日(火) 午前10時～午前11時24分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同主幹兼市制50周年推進担当 小出健二、同統括主査 加藤淳、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、都市整備課主幹 浅田正弘、維持管理課長 高橋太、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大橋透、同統括主査 大徳康司

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第5号	岩倉市制50周年記念事業審査会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第8号	岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第9号	岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第10号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第13号	岩倉市都市計画審議会条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第14号	岩倉市営住宅管理条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第15号	岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案番号	事件名	採決結果
議案第 16 号	岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 17 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第 29 号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第 30 号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決

◎委員長（堀 巖君） それでは定刻になりました。ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託された案件は、議案11件であります。

これから、逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いしたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

新型コロナウイルス感染症への対応をしているさなか、今議会では本会議中における議案質疑や、あるいは一般質問等において、簡潔な質疑ということで御配慮をいただきありがとうございます。

いまだ、感染拡大が見られる中、当局としましても情報収集等を積極的に行い、早め早めの対応ができるよう努めているところであります。議員の皆様におかれましても、さらなる御理解をいただきますようお願いいたします。

さて、本議会に付託されました議案につきましては、いずれも重要な案件でございます。所管課の担当職員も出席させていただいておりますので、慎重かつ活発な御審査を頂きますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

それでは、初めに議案第5号「岩倉市制50周年記念事業審査会条例の制定について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 第4条関係でお伺いをいたします。委員の中で、次に掲げるもののうちから委嘱した5人以内で組織するというところで、識見を有する者ということで、これは全員協議会だったか本会議だったかでも御説明があったところかと思いますが、この識見というものについては、岩倉名産品開発事業等もある、つまり販売などもされていくということで、いわゆる経済的な採算性とか、いわゆる経済合理性、あるいはマーケティングとか、そういう識見も持っていらっしゃる方のほうが望ましいのではないかというふうに考えますが、見解をお伺いします。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 今回の審査会につきましては、おっしゃられるとおり、名産品の開発についても審査をしてい

ただくこととなります。そうした部分では、消費者の視点であったりマーケティングなどの知識というのは一定必要だというふうに考えております。そうした部分も一定考慮をしながら委員の選任はしていきたいと考えておりますけれども、この事業につきましては、別途予算のほうで開発の支援業務というものを委託していく予定でございます。この条例の第7条の第4項に、会長は必要があると認めるときは審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができるということを規定しております。規定に基づいて、コンサルの事業者についても会議に出席をしていただき、必要な助言をいただくということも想定をしております。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑で、3条の第1号に掲げる市民の夢協えるプロジェクトの審査等に関することということで、「協える」という言葉について、造語として意味が取りにくいのではないかとということで、質疑をさせていただきました。固有名詞として、市民に説明しながらこの言葉を使っていくということではありますが、そもそもこの「市民の夢協えるプロジェクト」ということは、どこで発案されたものなんでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） こちらのプロジェクトにつきましては、昨年6月に900日前のイベントとして、50周年の記念事業のアイデアを発掘するワークショップを市民参加でさせていただいたのと、その後、職員によるアイデア発掘会議も行いまして、こうした、やはり市民の考えていることをたくさん実現させてあげたらどうだというようなこと、また、市民の方が考えることを行政も一緒になって協働で進めていってはどうかというようなことがアイデアとしてありまして、その後の秘書企画課を中心とした担当課長さんにも御出席をいただくような会議の中で、こうしたプロジェクトのアイデアが固まっていったということでございます。

◎委員（木村冬樹君） 市民参加を設けて、こういうプロジェクトということで会議の中で決めていったということではありますが、日本語の使い方としては明らかにおかしい使い方だもんですから、市民に説明しながらということではありますが、そういったことも含めてさらなる、本当にこのプロジェクトでいいのかどうかということも含めて検討をお願いしたいなあというふうに私としては思っています。「協える」という言葉は平仮名で使うべきだというふうに改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それでもう一点ですが、私も4条関係で、識見を有する者ということで3名の方、市民活動団体の代表で1名ということで市の職員1名と、こういう体制で臨まれるわけですけど、いろいろ所掌事項がある中で、5人以内とい

う組織という点で言えば少し少ないような気がしますが、そういった点についてどのような検討が行われたのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 今回の審査会につきましては、内容的に、やはりあまり多くの方がいてもかえって審査のほうに影響も出るのかなあというようなこと、また、2つの想定している事業については、双方に一定の理解と言いますか知識もあられるような方を選任しております。一つ、市民活動団体の代表者というのが1名というのは、できれば多くの市民活動団体の方に、提案していただける側に、一緒にその事業をやっていただく側に入っていたきたいというような思いから、その部分の人数を1人という形に絞って、5名以内の構成とさせていただいたということでございます。

◎委員長（堀 巖君） ほかによろしいですか。

◎副委員長（鬼頭博和君） 公募した事業に対する審査ということで書いてあるんですけども、公募の期間というのはいつからいつまでなのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 現時点ではまだ未定でございます。少し有識者の方の、想定されているような方だとか、ほかの自治体の状況などをお聞きすると、なるべく周知の時間をたくさん取ること、より良い事業が提案されるというような御意見もいただきまして、もう少ししっかりと検討して周知、また提案の期間を検討していきたいと思っております。

◎副委員長（鬼頭博和君） 今周知ということでおっしゃられたんですけども、周知の方法については具体的にどういった形を取られるのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 広報はもちろんですけれども、ホームページ、SNS、また市民活動支援センターなどを活用して、そういった市民活動をやられているような団体さんには、知らなかったということがないように積極的に周知に努めていきたいというふうに思っております。

失礼しました。当初予算にも上げておりますけれども、ポスターですとかチラシを作成して、しっかりと目の行き届くような場所に掲示して周知していきたいというふうに思っております。

◎委員（宮川 隆君） 基本的な考え方の部分でお聞きしたいと思います。冠になっているのが、市制50周年記念事業ということでもありますので、節目事業でありますので、そこに特化するというのは分かるんですけども、所掌事項の中にやはり市民の夢をかなえるということ、それから名産品を作

るといふことも含まれております。一過性にならないように、将来的に継続、もしくは事業の方向性みたいなもの、今後の市の方向性みたいなものが作り出されるようなそういうコンセプトを含めた話合いというのが行われていくのかどうかというのをお聞きしたいと思っております。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 昨年定めさせていただいております市制50周年記念事業の基本方針では、次世代につながるような取組だとか、新たなシビックプライドにつながるような取組というようなことが明記されております。

記念事業の実施に当たっては、その基本方針の考えにのっとって事業を進めていくという考えですので、私どももそういった次につながっていくような事業になることを大いに期待もしつつ、一緒に進めていきたいなあというふうに思っています。

◎委員長（堀 巖君） ほかはありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結します。

委員間討議はどういたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略します。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第5号「岩倉市制50周年記念事業審査会条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 全員賛成です。

審査の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 全員協議会等で言葉の説明を頂いたところではございますが、第4条から第12条にかけて、いわゆる責務と役割という言葉が使い分けをされております。言葉のニュアンスは大体こんな感じかなあという

のはイメージできなくはないわけですが、この責務、あるいは役割というふうに使分けをどのようにされているかということと、その言葉、単語にどういう意味なり思いなりを込めておられるのか、そこのところを再確認になるかと思いますが、確認をさせていただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 責務と役割の違いのところにつきましては、各機関等の位置づけの違いでございまして、例えば、主体的に中小企業等の振興に関わる市ですとか中小企業・小規模企業自身、また市の施策を評価・検討する立場にある市議会については責務としての強い位置づけ、また、関係機関として中小企業等の振興に対し、支援・協力する立場にある大企業ですとか商工会、金融機関、支援機関等及び教育機関については役割というふうにさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと改めてお聞きしますが、この中小企業・小規模企業振興基本条例、法律に基づいて条例化しているところが県内だとか近隣でどのような実態になっているのかちょっと改めてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 近隣の部分のお話をさせていただきますと、近隣で一番早かったのは小牧市になります。その後、江南市、また大口町、こちらが既に策定済みであります。扶桑町につきましては、現在策定段階でありまして、今後条例の制定が見込まれるものというふうに見ております。

◎委員（木村冬樹君） 本会議のときも言いましたけど、条例をつくって、これが絵に描いた餅にならないように具体的に実効性をどうやって持たせていくのかということが課題だということで、15条の部分が少し弱いのではないかとということでお話をさせていただきましたが、既に地域産業活性化推進協議会というものがあって、それが年に数回会議を行って、ここが推進に当たっていくのではないかとというような、そういうニュアンスの本会議の答弁があったと思います。

他市の条例等ではこういった推進機関というものの位置づけがどうなっているのかということも、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 例えば、先ほどこの近隣で一番早く制定した小牧市なんかを見ますと、そういった推進の母体といったものは特に定めていないという状況になります。県内と全体の情報を、今現在きちんと確認をしておりますので、場所によってはそういったところも持ち合わせて進めているといったところもあるのかなあというふうには考えております。

◎委員（木村冬樹君） この条例は議会からも提言的なところがあった中だというふうに思っていますが、こういう条例を制定しているところをいろいろ見ますと、すごく個性的な条例が幾つかつくられております。具体的に実効性を持たせるといふ点での政策だとかが入っているところも多く見られます。私が今手元で確認しているところと言うと、あんまり遠くに行くといかんですけど、例えば、愛知県の中の新城市ですと、産業自治推進協議会という地元の産官学民連携組織を設けて、産業自治推進計画を策定・推進するほか、合併によって設置した市内10か所の地域自治区などと連携をして、退職後の高齢者や女性の就業支援、コミュニティビジネスや企業支援を行うということ掲げているということで、非常に特徴的な、その自治体に合った政策を進めているというところがあると思います。

地元の高校生が地域課題を検討して、様々な事業を起こすバーチャルプランをつくる活動とか、震災を受けた気仙沼市等でも、震災からの復興だとか、そういうことをしっかり掲げて個性的な条例をつくっているところがありますが、そういったところの検討というか、今なかなか、ほかの条例をあまり見ていないような感じの答弁だったと思いますけど、もうちょっと推進するに当たっては、他の自治体の取組などをもっともって参考にしていかなきゃいけないというふうに思うわけですけど、そういった点での担当課としての考えは、今後のところでどのような考えを持って進めていくのかをお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今御紹介いただいたような取組のところも、他の自治体では条例のほうに盛り込んでいるところはあるかと思えます。本市の今回つくらせていただいております条例につきましても、施策の基本方針のところではいきますと、産学官の連携ですとか、当然就業だとか起業だとか、そういった部分の取組も書かせていただいております。

また、この条例を推進するに当たりまして、これまで既に中小企業・小規模事業の活性化行動計画、具体的な行動計画のほうは、既に策定をして、その中で取組を進めさせていただいております、そういった中で今お話しいただいた部分も併せて一緒に進めていけるといいなというふうに考えております。

◎委員（宮川 隆君） 市の責務に関わってくる部分だとは思いますが、積欠に説法になるとは思うんですが、今までその中小企業を含めた市内企業や商店等に対して、いろんな支援策、財政的であったり政策的であったりというのを打ってきたというふうに思います。

しかし、なかなかそれが実を結んでこないという現状があるように私は捉

えているんですね。その大きな要因として、市の一定規模、要は例えば地産地消というのも市民が自分のところの産業というものを育成し、消費していくという部分では大きな要素があると思うんですけども、いかんせん岩倉市の規模というのは市場としては小さいわけですよ。そうすると、やっぱりもう少し外に打って出る必要性はあるというふうに個人的には考えているんです。

そういうことも含めまして、今回のこの条例制定に当たって、市がここに書かれていることは比較的直接的なことが多いと思うんですけども、もう少し外に対するアピールという観点がこの条例の下に、今までとは違う形が取れるのかどうか、そういうところをお聞きしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今お話を頂いたような岩倉市の市域が狭くて、そういった商業圏の部分はどういうふうに見るかといったところはあるかと思うんですけども、岩倉市内の事業所に対しても、例えば販路開拓として当然岩倉市内だけで物が消費できるといったところはありませんので、そういったさらなる広いステージのほうに誘導させていただきながら、例えば展示会ですとかそういったところに情報をお知らせして、そういったところでより広い部分での消費だったり向上をつなげていけるような取組といったものもありますし、あと創業の部分を見ますと、岩倉市内だけではなくて、大口と扶桑と1市2町というような形で協議会も持ちながらより広いエリアで創業に対する支援ですとか、そういった取組もさせていただいておりますので、そういったところを今後指揮をしていきながら、進めていけたらいいなというふうに考えております。

◎委員長（堀 巖君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。

委員間討議はどうでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討議がないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第8号「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 省略と声が上がりました。当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

◎委員（水野忠三君） 報酬額についてお尋ねをします。この日額7,450円という金額でございますが、一定、ほかの審査会とか委員会と横並びということだとは思いますが、記念事業のほうですと委員の数が5人以内、それから喫煙の規制のほうですと委員の数が10人以内ということで人数が違うということと、あとはやはり審査や検討をするその作業量と言いますか仕事量も当然変わってくるのではないかというふうに考えるわけですが、この日額7,450円という金額は妥当な数字というふうにお考えかどうか、御見解をお伺いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今の7,450円が、今回50周年記念事業の審査委員会と路上喫煙の委員さんに規定をされているということで、その金額が妥当であるかというような御質問であります。

この金額については、過去から7,450円ということで定められておりまして、金額につきましても、具体的に積算の根拠があるわけではないんですが、近隣の市町の状況を調べてみましても、大体低いところでいくと5,500円というところがありまして、高いところへいくと9,000円ぐらいということで、近隣市町は大体似たような金額でございます。この金額でということで、ほかの非常勤特別職の委員さんにつきましても、1人当たりの業務量とかそういうのはあるかなとは思いますが、本市につきましても委員さんは7,450円ということで統一させていただいております。他市町の状況を見ましても、同一の金額で非常勤特別職の委員さんは統一させているところが多いものですから、本市につきましてもそういうことで倣っております。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、確認させてください。

路上喫煙等規制条例検討委員会委員の報酬も、別表で追加するということなんですけれども、明日の予定になるんですけれども、明日厚生・文教のほうで路上喫煙規制等条例検討委員会条例が制定されるんですけれども、順番

的に問題ないのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） これは、あくまでも特別職の委員で非常勤のものの報酬と費用弁償に関する条例の一部改正ですので、この中で日額を決めた上で条例を定めるということですので、順番的にはこれでいいと思っています。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

委員間討議はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第9号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

◎委員（伊藤隆信君） この岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。改正につきましては、国の方針でございます。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正するということでございますけれども、この法律は令和元年11月22日に公布されて、近隣の市町はほとんど12月議会で上程されていると、私調べましたらそのような傾向でございますけど、改めて今回3月議会に出されました経過でございますけど、近隣市町の状況とその辺の経過についてお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、住居手当の部分で今回3月議会になったということで、そのほか人事院勧告につきましては、月例給と期末

手当の改正もなされておりまして、そちらのほうは12月議会で可決のほうを頂いております。住居手当がなぜ3月議会になったということですが、こちら職員組合との交渉ということですのでさせていただいております。12月議会の段階ではまだその合意が得られていなかったということで、1月に2回協議をさせていただきまして、2月上旬に合意のほうをさせていただきました。

組合に対してはいろいろと協議をさせていただきまして、例えば、今回の住居手当で減額となる職員がいらっしゃるわけですが、こちらのほうは人事院勧告で月例給と期末手当の部分も上げておるものですから、そちらを加味するとほとんどの職員が年額ベースで上昇となるということ等を説明させていただきまして、労使の合意をさせていただきました。

あと、近隣の状況につきましても、ほとんどの市町は12月議会で、今回月例給と期末手当、住居手当ということでセットで条例のほうは制定をしている状況でございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君）　じゃあ、ちょっと取りあえず今のことに関してですけど、組合とは2月上旬に合意したということで、こういう条例の改正の仕方になったということでもあります。

それで月例給、給与水準の引上げ、期末手当の引上げが人事院勧告や法律改正で行われているというところで、それと加味するとほとんどの方が、減額になる人も含めてプラスになるという説明だったと思うんですけど、いわゆるマイナスになる人もやっぱりいるということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君）　このたび、住居手当の支給を受けている職員につきましては、本市につきましては、正規職員で99人ございます。そのうち42人が増額で56人が減額、1人が現状維持という形になっておりますが、その56人の減額になっている職員について、人勧で月例給と期末手当が引き上げられているものですから、そちらのほうを加味して考慮すると、約9割ぐらいの方がプラスになるということで、申し訳ないですけど、残り1割の方については、そのマイナス幅はかなり圧縮はしているんですが、マイナスになっているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。多分ほとんどいないと思うんですけど、経過措置の住居手当の額が2,000円を超えて減額となる職員については2,000円までの減額とするという経過措置ですけど、2,000円を超える減額となる職員というのは、おそらく物すごい低い家賃のところに住んでいる人になりますのでいないとは思いますが、確認させてください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） このたびの56人減額の中で、経過措置の適用を受ける方はお一人お見えになります。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。本会議で聞いた住居手当を、今回の改定についてどのようなことを根拠に述べているのかというようなこともお聞きしたところ、公務員宿舍の使用料が上がってきているということ、それとバランスを取るということだとか、あるいは一般の不動産の家賃の上昇ということで上がる人が多いのではないかという、そういうことで行われていると思いますけど、岩倉市の実態は、実際には減額の人の方が多いいということでもあります。

それで、こういった国の基準と地方の水準が違うものというのはいっぱいこれまでもいろいろあったというふうに思うんですけど、岩倉市としてはそういう国の基準をどういうふうに見ているのか、地方の実態からして判断しなきゃいけない部分もあるのではないかなあというふうに思うんですけど、そういった点についてはどのように考えているのかをお聞かせください。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） この点については、本会議の中でも総務部長が答えさせていただきましたが、先ほど申し上げました月例給ですとか期末手当のことも含めて、国の人事院勧告に基づく民間格差の解消ということが大きな根拠となっておりますので、その地域手当も含めて総合的に考えて、国家公務員に準拠しているということで市としては考えておりますので、繰り返しになりますがよろしくお願ひいたします。

◎委員（水野忠三君） 今回の改正ではございませんが、住居手当について、これは過去にも何回も他の議員から質疑があったり、一般質問なども過去の様々議論があったかとは思いますが、やはり将来的に、岩倉市内、または岩倉市に隣接している市町、つまり岩倉市の近くに職員の皆さんがなるべく住んでいただく、そういうことを促進するという意味合いで、一律こういう形というのではなくて岩倉市内に住んでいる、あるいは岩倉に隣接する市町に住んでいる職員の方とそうでない方で、住居手当について差を設けるということは、将来的に検討課題としてはどう考えておられるか、その見解をお伺いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今住居手当に差をつけて、岩倉市も含めて近隣市町に住んでいる方について住居手当に差を設けるということで、御質問いただきました。

この質問につきまして、過去に一般質問等でも議員さんから頂いておりました、近隣の状況としまして江南と小牧が職員の住居手当について市外居住者の支給額を市内居住者の支給額の2分の1に引き下げているということで、

職員の市内居住のほうを推進しているという状況を確認をしております。

ただし、この市内居住者と市外居住者の住居手当に差を設けることにつきましては、地方公務員法で平等取扱いの原則の観点とかがございますので、そちらで慎重な判断が必要になるのかなあとということで思っております。

ただ、本市につきましても、もちろん職員につきましても市内在住というかそういうことも別の観点で促進をしていきたいなあと考えておりますし、今、例えば市民の方に対しては「いわくらしやすい」ということで市内の居住のアピールということもしておりますし、何分、市内居住者というのが全体で4割弱ということでございますので、別の観点から市内居住職員が増加するというような取組を今後研究していきたいなあと考えております。よろしくお願いたします。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結します。

委員間討議はいかがいたしましょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」反対の立場で討論を行います。

改正の主な内容につきましては、住居手当について支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げる。具体的に言いますと、1万2,000円から1万6,000円にすることとともに、手当の上限を1,000円引き上げる。具体的には、2万7,000円から2万8,000円にするなどの改定であります。

しかしながら、計算式によって住居手当の額が減額となる職員が発生するというところで、2,000円を超える減額となる職員については、1年に限り2,000円の減額とする経過措置も設けられており、対象が1人いるという答弁もありました。そのほかには、1か月に60時間を超える時間外勤務をした場合の手当の割増しについて、対象を明確にするという改定も含まれております。

住居手当の改定につきましては、人事院勧告及び法律改正において、その根拠を公務員宿舍の削減によって手当受給者が増えていること、公務員宿舍の使用料の値上げが行われており、それとのバランスを取るといこういう観点、また、一般の不動産の家賃が上昇してきているということが述べられております。そして、減額となる方の分を原資として、具体的に言いますと

家賃が5万9,000円を超えるところに居住している職員の手当が引き上げられるという内容になっています。

岩倉市では、住居手当の対象となっている職員が99人いるということで、そのうち56人が減額となり、恐らくその多くは若手の職員ではないかなあというふうに予想するわけであります。

人事院勧告や法律改正全体で言えば、給与水準や期末手当の引上げなども行われるために年収では増額となる職員が多いということではありますが、こういった改善面はあるものの、若手職員を中心に住居手当が減額となる。こういった職員が多いということは問題であるというふうに私は考えます。

以上の点によって、この議案第10号については全面的に賛成することができないというそういう立場で反対の立場を取らせていただきます。

◎委員長（堀 巖君） ほかに討論は。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、令和元年8月7日の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が行われたことによるものです。人事院勧告の内容は、月例給の引上げ、期末手当の引上げ、及び住居手当の改定であります。そのうち、月例給の引上げ及び期末手当の引上げについては、令和元年12月議会にて可決しているところでございます。

本来であれば、住居手当についても12月議会に上程する予定を、職員組合との交渉により、この3月議会まで延ばしたとのこと。住居手当の改定については、手当額が引下げになる職員にとっては厳しい内容ではありますが、月例給や期末手当の引上げ額を加味すると、ほとんどの職員が年額で見るとプラスになっておるとのことです。情勢適応の原則の観点から適正な改正であると考えます。

また、近隣市町の状況を見ても、全ての市町が住居手当の改定を人事院勧告どおりに改正ないし改正予定であり、職員組合との交渉についても、令和2年2月上旬で合意しているとのこと。

以上のことから、議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成をいたします。

◎委員長（堀 巖君） ほかはありますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、討論を終結し、採決に入りたいというふうに思います。

議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成の

委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（堀 巖君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第10号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「岩倉市都市計画審議会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

◎委員（水野忠三君） これも確認の質問でございますが、第3条第2項の第1号から第4号まで、それぞれ人数、内訳、もしお分かりでしたら何名ずつかというのを伺いたしたいと思います。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） こちらの今1号から4号ですけれども、1号の学識経験のある者については6名、市議会の議員さんについては5名、関係行政機関または愛知県職員ということで2名、市民の代表者2名、合計15名を予定しております。

◎委員（木村冬樹君） いわゆる現行の学識経験のある者を8名から2人を市民代表に移行していくという改正であるというふうに思います。それで、それぞれの考え方があろうかと思えますけど、市議会議員の委員については、いろいろ審議会等から減らしていくということが望ましいという議論もあるところであるというふうに思います。岩倉市としても様々なそういう議論がある中で、条例に基づかないものについては廃止してきたという経過があると思えますけど、そういった点で、議員については何か議会のほうに打診みたいなものがなかったのかなあというふうに思うんですけど、そういった経過についてはどのような形だったんでしょうか。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） こちらの委員構成につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条に規定されておまして、議員さんもメンバーに加えるということが規定されております。人数につきましては、近隣市町を勘案しまして例えば犬山市で言うと17人中5名、一宮市ですと14名中6名、江南市ですと13名中3名、大口町が14名中5名、扶桑町が12名中4名というところを勘案しまして、現状のまま5名で今回は想定しております。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結いたします。
委員間討議はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第13号「岩倉市都市計画審議会条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号「岩倉市営住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 今回の改正で、市営住宅に優先的に先行して入居できるものに20歳未満の子を扶養している寡婦を加えるということになるかと思うんですけども、民法のいわゆる18歳成年などの改正を踏まえて、20歳未満の子を扶養しているの部分は、18歳未満の子を扶養しているのほうが妥当ではないかと考えるんですが、御見解をお伺いしたいと思います。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） こちらの優先入居の対象となる範囲につきましては、各市町村で条例等で定めることとなっております。今回寡婦のうち20歳未満の子を扶養している方とした理由としましては、成年年齢に達していない子を扶養しているということで規定しました。現在、日本での成年年齢は、民法で定められておりまして、民法改正で2022年の4月1日からは成年年齢が20歳から18歳に変わりますので、現時点では成年年齢に達していない20歳未満ということで今回は、今の時点は規定させていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 今回の市営住宅の管理条例については、様々な改定があるわけでありまして。いろいろこれまでの取決めを明確にするものだとか新たな取組をするものだとかということがあるわけで、ちょっとその中でも

少しお聞きしたいのは、主な改正内容ということで議案の説明資料を頂いておりますが、その3つ目のところの不正な行為による入居者への徴収額の計算方法の変更というところで、現行もですけど近傍同種の住宅の家賃ということが基準として言われています。それで、この近傍同種というのは、具体的にどこを指すのか。よく使われる言葉ではありますが、なかなかその内容が明らかになっていないケースが多くて、岩倉市の市営住宅の場合は近傍同種の住宅というのはどこを想定しているのか。何か算定するもの、対象があるのかどうか。その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） 近傍同種の家賃の算定ですけども、これは市内のどこどこのアパートということで指すのではなくて、こちらのほうは公営住宅法施行令第3条に規定されておりまして、不動産鑑定標準評価基準の積算方法を参考に規定されておりまして、算定の式としましては、建物と土地の基礎価格に利回りを掛けまして、あと償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、あとここからの空き家等引当金を足して、それを12で割ったという算式がございまして、それに基づいて近傍同種の家賃というのを算定しています。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと別な話だけど、例えばUR賃貸住宅なんかでも近傍同種の家賃と比較してという言い方をよくするんですね。そういうところで近傍同種とは何かというところを議論するわけですけど、なかなか明らかにならないというところで、今公営住宅法で算式があって、それに基づいて出てくるということでもあります。分かりました。

その他の改正の中で、本会議でも少し議論がありましたけど、国税・地方税を滞納していない者というものを実態に合わせて市区町村税並びに云々といういろいろ続いていますけど、そういうものの滞納がない者ということになるわけで、督促手数料だとか、延滞金というものの扱いというのがどうなのかなあというところが少し不明な点があります。というのは、本税を払うと、本税はもちろん滞納額として計上されるわけですけど、督促手数料だとか延滞金というのは、もう支払って初めて会計上発生するような料金だというふうに思うわけですけど、そういった分の、把握というのはどのような形でされているのか、少し説明をお願いしたいと思います。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） こちらの滞納のないものというところで、延滞金とか督促手数料というのを記載させていただいたんですけども、現時点でも今入居をする申請の際に、未納のない証明書というのを税務課のほうから発行して添付していただいているんですけども、その未納のない証明の中にもその延滞金とか督促手数料を延滞していない人が、その未納のな

い証明が発行されますので、現状の取扱いと変わらない、未納のない証明書の分のことを記載させていただいています。

◎委員長（堀 巖君） 委員長から質問です。

今の答弁で、改正前の国税・地方税という規定の中で、この国税・地方税の中に、今現状は延滞金も含めて未納だということを証明するものを添付しているという答弁だったと思います。ということは、この国税・地方税という解釈の中に、延滞金も含まれるということでしょうか。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） 現時点で、今未納のない証明書というのを添付していただいている中には、その延滞金とか督促手数料は入っているのを添付していただいています。

◎委員長（堀 巖君） いや、質問していることと違う。それは現状そうやっていくことは聞いたけれども、国税・地方税という条文上の解釈の中に、国税・地方税の中に延滞金は含まれるかというそういう質問です。

税務課かな、いない。

〔「休憩させてください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） じゃあ暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（堀 巖君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎都市整備課主幹（浅田正弘君） すみませんでした。国税・地方税に延滞金とか督促手数料を含む含まないというところでありますけれども、含みません。

この国税・地方税、今までは、昔からだと思っんですけれども、こちらのほうは国税・地方税を含むということで未納のない証明書ということで取扱いはさせていただいておりました。やはり、公営住宅に入居していただく方については、そういった滞納がない方に入居していただくのを考えておりましたので、多分昔からそういった取扱いでさせていただいておりましたので、今回の改正でしっかり明記させていただいたということになりますのでよろしくをお願いします。

◎委員長（堀 巖君） ほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。委員間討議はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第14号「岩倉市営住宅管理条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 今回の改正は条ずれの改正ということではありますが、その第6条に規定している賠償額について、質問が2点ございます。

まず1点目としては、30万円以上、その30万円を境にして損害賠償請求の免除について議会の同意を必要とするかしないかということ、30万円を境にされる、その30万円という金額についてはどのような根拠がございませうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） この6条の議会の同意が必要な賠償額につきましては、他の法律等でこの額というふうに定められているわけではなくて、市町村の判断によって決められるものというものであります。

この条例は、平成31年4月に下水道事業が公営企業会計に移行した際に制定したのですが、金額につきましては先に制定をしております上下水道事業の規定や、近隣市町の規定を勘案して決定をしております。上水道事業の条例も同様に30万円以上となっておりますけど、この規定は条例を制定した当初の昭和46年12月からある規定で、当時なぜこのような金額にしたかというのは40年以上前の話なので、少し調べたんですけど、ちょっと経緯については分かりませんでした。ただ、近隣市町の状況が10万から100万の間ということになっておりますので、そういったことも参考にして決定していったのではないかとこのように考えます。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。続いて。2点目でございますが、この議案第15号とそれから次の議案第16号も共通かとは思いますが、

れども、この損害賠償の金額について、価格に変動がある場合、これは実際に損害賠償責任を追及する賠償額を取るという場面と、その損害賠償責任を免除するという場面ではちょっと議論が本来は違うのかもしれませんが、例えば物を壊した、物損を起こしたときに、その物を新しいものに変えるとかそういう場面を想定していただいたら分かりやすいと思うんですが、その帳簿での価格なのか、壊した行為をしたときの価格なのか、賠償したときの価格なのか、あるいは新しい物を買ったときの新品の品物の価格なのか、どの時点を基準にして、賠償額、あるいは賠償責任を免除するか賠償額幾らだからというような判断をされるのか、賠償額の判断時点についてはどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） この規定は地方自治法の規定を準用しておりますので、その準用している規定につきましては、職員が故意または重大な過失により、その保管に係る現金、有価証券、物品等を亡失し、または損傷したときは、その生じた損害について賠償するというものです。ですので、現金等をなくした場合につきましては、当然その額になるとは考えますけど、物品等をなくしたり損傷したという場合については、特にこれだというふうな規定はございません。ですので、その都度のケースによるかなあというふうに思いますけど、当然新たな物品を購入した場合の価格になることもあると思いますし、古くて価値のほとんどないものであれば、その価値に見合った価格などになると思います。その都度適正な価格を判断していくことになるというふうに考えております。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第15号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第16号「岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑もないようですので、質疑を省略します。
委員間討議を省略し、討論も省略いたします。
直ちに採決に入りたいと思います。

議案第16号「岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

◎委員（宮川 隆君） すみません。まず素朴な疑問で、30年余りたって、なぜこのタイミングで廃止するのか。何か理由があるのか教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） このタイミングでというようなことなんですが、本条例につきましては、昭和天皇の崩御の際に、それ以前の職員の行為で、平成元年2月24日前に減給または戒告の懲戒処分を受けた者に対して将来に向かって懲戒を免除するというものでございまして、その時点で8名の方が対象だったんですが、この条例があることによって将来に向かって免除しているということだったんですが、対象者の方がその時点で8名だけだったということで、30年増えるということはないものから、今回他市町の状況とかも確認しまして、廃止しているところが多かったものから、このたび、地方自治法の条ずれというかそういうものがこの条例

の規定文の中にありましたので、これをきっかけに今回廃止とさせていただいたところでは、よろしくお願ひします。

◎委員（宮川 隆君） あえて聞きますけれども、対象者がもう退職されていなくなったからという、そのタイミングを見計らったというわけではないということですね。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） そういうことではございません。

◎委員（水野忠三君） 該当した人数は何人かというふうにお伺いしようと思ったんですけれども、ちなみに、私自身はこの条例といいますか制度といいますか、こういうものについては一定の意義を認める立場でございまして、いわゆる恩赦とか、こういう制度、条例に対して批判的な方もいるかとは思ひます。

ただ、私自身は非常に意義を認める立場でございまして、この該当した人数は8人ということだったと思ひますが、件数というカウントでも8件ということによろしいでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 件数ということですか。8件ということでございます。お願ひします。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。委員間討議はいかがいたしましょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第17号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」賛成の委員の挙手を求めませう。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第17号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決ませました。

続きまして、議案第29号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたさせませう。

当局の説明はいかがいたさせませう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
委員間討議及び討論を省略し、直ちに採決に入ります。
議案第29号「岩倉市道路線の廃止について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第29号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
委員間討議及び討論を省略し、直ちに採決に入ります。
議案第30号「岩倉市道路線の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第30号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告と文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。